平成２４年（フ）第１８６８号
札幌市北区あいの里３条１丁目７番25号
債務者　中村　拓二
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１０１号
札幌市北区北32条西６丁目３番３号　第３パール一光マンション５号
債務者　成田　　修
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１１６号
札幌市北区北23条西２丁目２番15―401号
債務者　金一　弘幸
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１２５号
札幌市東区北43条東10丁目３番１号
債務者　鈴木希永子（旧姓松波）
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１７９号
札幌市中央区南16条西18丁目２番３―411号
債務者　清水　麻未
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１号
北海道稚内市萩見１丁目３番６号　ビューハウスⅡ２階202号室、住民票上の住所北海道稚内市萩見１丁目３番６号　ビューハウスⅢ２Ｆ202
債務者　穴田はるみ
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２４年（フ）第２３８号
群馬県高崎市上豊岡町572番地５
債務者　植原美智子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第６５４号
埼玉県狭山市広瀬東１丁目３番26号　富士見コーポ103
債務者　山本　裕也
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４７号
岐阜県土岐市泉西窯町２丁目40番地　レオパレスフォンテ206号
債務者　奥田　宏之
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第２９９号
静岡県沼津市獅子浜247番地の30
債務者　遠藤　　明
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３００号
静岡県沼津市獅子浜247番地の19
債務者　遠藤　健次
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３６５号
静岡県三島市光ケ丘・２丁目・20番地の１市営光ケ丘住宅Ｄ―204
債務者　土屋　静子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４３号
京都府舞鶴市八反田北町99番地―105号
債務者　谷本ひとみ
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第４５１号
川崎市川崎区桜本２丁目３番21号　Ｙ．1922―202、前住所川崎市川崎区渡田東町７番８号　キューブハウスＣ棟203
債務者　武藤　歩美
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４５９号
川崎市多摩区宿河原５丁目26番３号
債務者　進藤　照夫
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４６５号
川崎市中原区小杉陣屋町１丁目22番24号コーポいとう201
債務者　伊藤　信幸
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４８４号
川崎市川崎区大島３丁目14番４号　コーポ小原305
債務者　野村　喜一
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係